2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十六年二月二十五日　　農林水産大臣　林　芳正

生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更

登録番号　生第88471号
　変更前　有限会社ヱリームポーク竹澤
　変更後　株式会社ヱリームポーク
登録番号　生第88831号、生第88977号
　変更前　有限会社栄配送サービス
　変更後　株式会社栄配送サービス
登録番号　生第89874号
　変更前　岩手県上閉伊郡大槌町大槌第21地割81番地
　変更後　岩手県釜石市鵜住居町第10地割30番地１
登録番号　輸第9691号、輸第9692号、輸第9693号、輸第9694号、輸第9701号、輸第9731号、輸第9732号、輸第9733号、輸第9994号、輸第11053号、輸第11111号、輸第11185号、輸第11370号、輸第11953号、輸第12286号、輸第12420号、輸第12628号、輸第12629号、輸第12630号、輸第12682号、輸第12683号、輸第12907号、輸第12916号、輸第12965号、輸第12968号、輸第12969号、輸第13028号、輸第13072号、輸第13152号、輸第13153号、輸第13304号、輸第13389号、輸第13394号、輸第13764号、輸第13847号
　変更前　東京都渋谷区恵比寿三丁目38番11―603号
　変更後　東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
登録番号　輸第13228号、輸第13229号、輸第13242号、輸第13243号、輸第13244号
　変更前　埼玉県本庄市東富田88番地２
　変更後　埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目２番１号

○農林水産省告示第三百二十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年二月二十五日　　農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第84544号	し尿汚泥肥料	時野バイオ	高畠町	山形県東置賜郡高畠町大字高畠436番地
生第85849号	汚泥発酵肥料	みどりの天使（桜と梅のまち）	雲南市	島根県雲南市木次町木次1013番地１
生第87402号	化成肥料	尿素苦土硫加燐安484	プライムシステム株式会社	石川県金沢市本町二丁目１番３号
生第91007号	化成肥料	化成肥料555	プライムシステム株式会社	石川県金沢市本町二丁目１番３号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百五十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条の二第一項の規定に基づき、評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第５の１の１―１⑶イ③中「令第39条第１項」の下に「、同条第４項」を加え、同ホ③表中「有するくぎをいう。」を「有するくぎを、「鉄丸釘Ｎ75」は日本工業規格Ａ5508に定めるＮ75又はこれと同等の品質を有するくぎをいう。」に改める。

第５の１の１―１⑷イ①ａ中「⑶ロの①及び②」を「⑶ロの②及び③」に改め、「に適合すること。」の下に「この場合において、同号本文中、「別表第１により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。」とあるのは、「Iwが1.0に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた値以上となること。」とする。」を加え、同ｂ中「別表第１」を「別表第６」に改める。

第５の１の１―４⑶ニ②及び同１―５⑶ニ②中「第２節」の下に「（令第39条を除く。）」を加える。

第５の１の１―６中「又は長期応力に対する杭の許容支持力」を「、長期応力に対する杭の許容支持力又は長期応力に対する杭状改良地盤の許容支持力度若しくは許容支持力」に改める。

第５の２の２―１⑵イ②表１及び表２中「すべて」を「全て」に改める。

第５の２の２―１⑶イ①及び同ａ(i)中「すべて」を「全て」に改め、同ａ(ii)中「４m以上」を「８m以上」に改め、同ａ(iv)(a)中「定温式感知器の特種65度の作動試験（ただし、作動までの時間を40秒以内としたものとする。）及び特種60度」を「定温式感知器の特種（公称作動温度65度のものに限る。）、１種又は２種（居室の上方で天井高さ４m以上の場所に設置する場合にあっては、特種又は１種）の作動試験（ただし、特種にあっては作動までの時間を40秒以内としたものとする。）及び特種（公称作動温度60度のものに限る。）、１種又は２種（居室の上方で天井高さ４m以上の場所に設置する場合にあっては、特種又は１種）」に改める。

第５の２の２―１⑶イ②及び同ａ(i)(b)中「すべて」を「全て」に改め、同ａ(iv)(c)中「又は(b)」を「、(b)又は(c)」に改め、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c)　熱式のものにあっては、イ①ａ(iv)(a)に掲げる基準に適合していること。

第５の２の２―１⑶ハ①ａ(ii)中「すべて」を「全て」に改める。

第５の２の２―５⑴中「概存住宅」を「既存住宅」に改める。

第５の３の３―１⑵イ③中「とは、鉄筋コンクリート造」の下に「（鉄筋コンクリート組積造を含む。）」を加える。

第５の３の３―１⑶イ①ｅ中「基礎上端まで」の下に「又は地面から土台下端まで」を加え、同ｆ表中「Ⅰ」を「１及び２」に、「Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤ」を「３、４、５、６及び７」に、「Ⅵ」を「８」に改める。

第５の３の３―１⑶ロ①ａ(i)表１中「ｆ、ｇ又はｈ」を「ｈ、ｉ又はｊ」に改め、同表２を次のように改める。

		下塗り１	塗り回数	下塗り２	塗り回数	中塗り・上塗り	塗り回数
区分１	ａ	鉛系さび止めペイント	１回	―	―	鉛系さび止めペイント	１回
	ｂ	鉛・クロムフリーさび止めペイント	１回	―	―	鉛・クロムフリーさび止めペイント	１回